

平成20年8月7日
国土交通省

公用車利用の適正化 ＜一般競争入札への全面移行について＞

国土交通省では、平成20年7月22日の国土交通大臣の指示により、公用車利用の適正化に着手しています。その一環として、より多くの事業者が新たに参入できるよう、別添1のとおり、平成20年度後半における公用車の車両管理業務を、全て一般競争入札で実施します。

1. 車両管理業務とは？

発注者が保有する車両に対して、車両管理業務全般を委託契約するものです。

車両管理員（運転手）が運転業務をするだけでなく、車両の日頃の点検整備や車検、ガソリン・油脂類の補給、事故の場合の交渉や対人・対物賠償等を行います。

2. 一般競争入札について

車両管理業務の一般競争入札を、関東、北陸、中部及び四国地方整備局並びに沖縄総合事務局の計116事務所等で行います。（別添1参照）

早ければ8月7日から順次一般競争入札公告を行い、8月下旬までに入札締切を行い、10月から契約履行を開始する予定です。（別添2参照）

3. 入札参加するにあたっての注意

「一般競争参加資格」の取得には数週間かかります。

「一般競争参加資格」がなければ一般競争入札に参加できませんので、入札参加する意向があれば、地方整備局等やインターネットで、お早めに「一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）」を提出願います。

手続きや照会先、申請場所は次のサイトをご覧ください。

「統一資格審査申請受付サイト」

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

4. 事後発表について

今回の計116事務所等の一般競争入札の結果につきましては、予定価格、落札額、落札率、落札者名、入札参加者数、入札参加者名等を取りまとめの上、9月11日（木）前後に、本省で記者発表する予定です。

問い合わせ先

国土交通省大臣官房会計課 前田

電話03-5253-8111内線21-665